

芦屋市の新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る支援策一覧(令和4年4月1日現在)

※期間が終了している事業は、網掛けをしています。

| 分野 | 支援事業名 | 期間 | 内容 |
|----------|---|--|---|
| 経済支援(個人) | ○新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除・納付猶予 | 国民年金保険料免除・納付猶予期間 令和元年度分(令和2年2月分～令和2年6月分) 令和2年度(令和2年7月分～令和3年6月分) 令和3年度(令和3年7月分～令和4年6月分) | 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、所得が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方の国民年金保険料免除、納付猶予申請の受付 |
| | ○新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給(国民健康保険) | 令和2年1月1日(水)から令和4年6月30日(木)まで(ただし、入院が継続する場合は最長1年6月まで)※時効:2年 | (1)支給対象日 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日 (2)1日当たりの支給額 直近の継続した3月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額 (3)支給期間 支給を始めた日から起算して1年6月を超えない期間 |
| | ○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る芦屋市国民健康保険料の減免 | 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収は特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの | (1)対象世帯及び減免額 ア世帯主(主たる生計維持者)が死亡、重篤な傷病を負った世帯の方:全額免除 イ世帯主(主たる生計維持者)の収入減少が見込まれる世帯の方:前年の合計所得金額に応じた減免割合で減額 |
| | ○新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給(後期高齢者医療) | 令和2年1月1日(水)から令和4年6月30日(木)まで(ただし、入院が継続する場合は最長1年6月まで)※時効:2年 | (1)支給対象日 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日 (2)1日当たりの支給額 直近の継続した3月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額 (3)支給期間 支給を始めた日から起算して1年6月を超えない期間 |
| | ○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免 | 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収は特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの ※受付期間:令和4年6月30日(木)まで | (1)対象世帯及び減免額 ア主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負った世帯の方:全額免除 イ主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方:前年の合計所得金額に応じた減免割合で減額 |
| | ○住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 | ①住民税非課税世帯 確認書発行日から3か月以内の申請受付分まで ②家計急変世帯 令和4年9月30日(金)申請受付分まで | 住民税均等割非課税世帯や、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変し非課税世帯と同様の事態にあると認められる世帯に対し1世帯あたり10万円を給付します。 |
| | ○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る介護保険料の減免 | 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収は特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの | (1)対象世帯及び減免額 ア主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負った世帯の方:全額免除 イ主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方:前年の合計所得金額に応じた減免割合で減額 |
| | ○子育て世帯への臨時特別給付(一括給付金) | 支給事業 令和3年11月26日～令和4年3月31日 (3月中に出生した児童への支給は令和4年6月末まで延長) 申請期間 令和4年1月1日～令和4年3月31日 (3月中に出生した児童の申請期間に限り、令和4年4月15日まで延長) | コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定)に伴い、0歳から18歳までの子どもを養育する子育て世帯のうち、児童手当法による児童手当(特例給付を除く)の9月分受給者(子どもが高校生などで児童手当受給者でない場合は、同等の所得基準を満たす者)に対して、臨時特別給付金(児童1人あたり10万円)を支給するもの。 |
| | ○子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金) | 支給事業 令和4年3月1日～令和4年4月15日 | コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定)に伴い、0歳から18歳までの子どもを養育する子育て世帯のうち、臨時特別給付金(児童1人あたり10万円)について、令和3年9月の基準日以降に離婚や海外からの入国などにより、受け取れなかった場合に、該当者からの申請書提出に基づき給付を行うもの。 |
| | ○市営住宅の一時提供 | 入居日から1年以内 | 入居条件:市内在住又は在勤の方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇や離職により、住居の退去を余儀なくされた方。 収入基準等の入居要件及び住宅使用料、入居保証金、共益費等の自己負担額は、通常の市営住宅入居と同様。(戸数):計5戸 |

芦屋市の新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る支援策一覧(令和4年4月1日現在)

※期間が終了している事業は、網掛けをしています。

| 分野 | 支援事業名 | 期間 | 内容 |
|-------------------|---|---|---|
| 経済支援(個人) | ○屋外広告物の改修・撤去に係る補助制度期間の延長 | 令和6年3月31日(日)まで | 屋外広告物の改修・撤去に係る補助制度期間を再延長する(現行:条例施行日から6年間の令和4年6月30日まで)。なお、補助率・限度額は現行どおり。 改修費用:補助率1/3, 限度額50万円。撤去費用:補助率1/2, 限度額50万円。 |
| | ○上下水道料金の支払猶予 | 令和2年3月13日(金)から | 給水契約者の実情に合わせて、納入期限の延長や分納誓約の対応を行う。 |
| | ○内定取消や雇止め者の会計年度任用職員の採用 | 令和2年5月1日(金)から8月31日(月)まで | 特別定額給付金支給事務等に従事 |
| | ○固定資産税・都市計画税の納期限(第1期)の申し出による延長 | 令和2年4月10日(金)から6月30日(火)まで | 外出自粛により銀行等での窓口納付が困難な納税義務者からの申し出により、固定資産税・都市計画税の納期限(第1期・4月30日)を6月30日まで延長します。 ※ 対象者(口座振替以外の納税義務者)には4月10日付で通知。 ※ 対象者の負担を考慮し、申し出は電話連絡のみの簡易な方法による。 |
| | ○軽自動車税の納期限の申し出による延長 | 令和2年5月7日(木)から7月31日(金)まで | 外出自粛により銀行等での窓口納付が困難な納税義務者からの申し出により、軽自動車税の納期限(6月1日)を7月31日まで延長します。 ※ 対象者(口座振替以外の納税義務者)には5月7日に通知。 ※ 対象者の負担を考慮し、申し出は電話連絡のみの簡易な方法による。 |
| | ○特別定額給付金事業 | 令和2年8月24日(月)申請受付分まで | 基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている者一人につき10万円を世帯主に対し給付します。 |
| | ○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) | 支給事業 令和3年4月1日～令和4年3月31日 申請期間 令和3年5月19日～令和4年2月28日 | 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯への生活支援策として、児童扶養手当受給世帯や、家計の急変により収入が手当の支給水準まで下がった世帯等に対して、特別給付金(児童1人あたり5万円)を支給するもの。 |
| | ○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の世帯分) | 支給事業 令和3年5月28日～令和4年3月31日 申請期間 令和3年8月1日～令和4年2月28日 | 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯以外の世帯への生活支援策として、児童手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯、18歳までの子ども(障がいのある子どもは20歳まで)を養育する世帯のうち、住民税が非課税の世帯または家計の急変により収入が住民税非課税水準まで下がった世帯に対して、特別給付金(児童1人あたり5万円)を支給するもの。 |
| ○子育て世帯臨時特別給付金支給事業 | 支給事業 令和2年5月1日～令和3年3月31日 申請期間(公務員の方のみ) 令和2年6月1日～9月30日 | 子育て世帯への生活支援策として児童手当(本則給付)を受給する世帯(令和2年3月31日時点で0歳から中学生のいる世帯)に対して、臨時特別給付金(児童一人につき1万円)を支給します。 | |

芦屋市の新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る支援策一覧(令和4年4月1日現在)

※期間が終了している事業は、網掛けをしています。

| 分野 | 支援事業名 | 期間 | 内容 |
|-----------|--|---|---|
| 経済支援(個人) | ○ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業 | 支給事業: 令和2年7月1日から令和3年3月31日 申請期間: 令和2年8月3日から令和3年2月26日 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける低所得のひとり親世帯への生活支援策として、児童扶養手当受給世帯や、家計の急変により収入が同手当の支給水準まで下がった世帯等に対して、臨時特別給付金(1世帯5万円。第2子以降1人につき3万円 等)を支給するもの。 |
| | ○ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業(基本給付の再支給) | 支給事業: 令和2年12月18日から令和3年3月31日 申請期間: 令和2年12月18日から令和3年2月26日 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける低所得のひとり親世帯への生活支援策として支給した臨時特別給付金(1世帯5万円。第2子以降1人につき3万円 等)のうち、基本給付を支給した対象者に再度基本給付分を支給するもの。 |
| | ○水道基本料金と下水道基本使用料の免除 | 令和2年5月検針分(6月請求)から6か月間 | 全ての給水契約者(官公署除く)の水道基本料金と下水道基本使用料をそれぞれ5月検針分(6月請求)から6か月間、免除する。 なお、従量料金は免除の対象ではありません。 |
| 経済支援(事業者) | ○事業復活支援金 | 申請受付期間 令和4年1月31日(月)～5月31日(火) | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小法人・個人事業主であって、2021(令和3)年11月～2022(令和4)年3月のいずれかの月の売上高が、2018年(平成31)年11月～2021(令和3)年3月の間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上減少した、又は30%以上50%未満減少した事業者に対して、国が支援金を支給します(中小法人等:最大250万円、個人事業者等:最大50万円) |
| | ○新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業<飲食店向け>【第10期】(1月27日～3月6日分) | 要請期間 令和4年1月27日(木)～3月6日(日) 申請受付期間 令和4年3月7日(月)～4月15日(金) | 飲食店等・遊興施設・結婚式場のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている飲食店等であって、店舗ごとの酒類の提供要件や営業時間の短縮要請の内容に応じた対応を実施した店舗に対して、県が感染拡大防止協力金を支給します(中小法人:最大10万円/日、大企業:最大20万円/日)。 |
| | ○新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業<飲食店向け>【第11期】(3月7日～3月21日分) | 要請期間 令和4年3月7日(月)～3月21日(月) 申請受付期間 令和4年3月31日(木)～5月20日(金) | 飲食店等・遊興施設・結婚式場のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている飲食店等であって、店舗ごとの酒類の提供要件や営業時間の短縮要請の内容に応じた対応を実施した店舗に対して、県が感染拡大防止協力金を支給します(中小法人:最大10万円/日、大企業:最大20万円/日)。 |
| | ○芦屋市事業者一時支援金 | 令和3年10月18日(月)～令和4年2月18日(金) ※申請受付期間を延長 | 消費行動の低迷や事業規模の縮小などの影響により大きく売上が減少している事業者のうち、国の月次支援金又は県の時短・休業要請のいずれも対象とならない事業者に対して、1事業所につき一律10万円の緊急支援を行います。 |
| | ○飲食店等一時支援金 | 申請受付期間 令和4年1月17日(月)～2月22日(火) | 兵庫県の「新型コロナ対策適正店認証制度」による認証を受け、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店の営業の許可を受けて実際に営業をしている飲食店等であって、令和3年11月以降の燃料費や光熱水費及び原材料価格高騰の影響を受けているが、引き続き営業を継続する意思がある事業所に一律10万円を支給します。 |
| | ○中小法人・個人事業主一時支援金 | 申請受付期間 令和4年1月20日(木)～2月28日(月) | 令和3年4月以降に兵庫県が行った休業・時短営業や不要不急の外出・移動の自粛要請の影響を受けて売上が減少し、さらにコロナ禍からの回復期に急激な原油価格や原材料価格の高騰の影響を受ける中小法人・個人事業主等で、令和3年4月から10月のいずれかの月で国の月次支援金を受給しているなどの支給要件を満たす事業所に10万円又は20万円を支給します。 |
| | ○芦屋市事業者支援緊急融資事業 | 令和2年5月7日(木)から6月30日(火)まで | 中小法人及び個人事業主の資金繰り対策として、無利子・無担保の緊急融資(50万円・1年間据置き)を実施。 |
| | ○休業要請事業者経営継続支援事業 | 令和2年4月28日(火)から7月7日(火)まで | 休業要請等に応じた中小法人及び個人事業主に対して、県・市が協調して一定の経営継続支援金(5万円～100万円)を支給します。 |

芦屋市の新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る支援策一覧(令和4年4月1日現在)

※期間が終了している事業は、網掛けをしています。

| 分野 | 支援事業名 | 期間 | 内容 |
|-----------|---|---|---|
| 経済支援(事業者) | ○休業要請事業者経営継続支援事業への市単独加算 | 令和2年5月21日(木)から9月10日(木)まで ・5月7日以降休業要請延長分 令和2年7月28日(火)から10月30日(金)まで | 経営継続支援金支給対象者のうち、飲食店等を営む個人事業主について、中小法人との差額(5万円~15万円。休業等の開始時期によって異なる。)を市単独でさらに支給します(合計支給額10万円~30万円)。5月7日以降も休業要請等が延長されたことに伴う追加支援は、市から対象となる方へ順次書類をお送りしています。 |
| | ○個人事業種への事業所賃料支援 | 令和2年5月21日(木)から6月30日(火)まで | 売上が大幅に減少している一部業種の個人事業主で、市内に事業所または店舗を賃借している者に対して、一律10万円を支給します。 |
| | ○キャッシュレス決済ポイント事業 | 令和2年10月1日(木)から10月31日(土)まで | 新型コロナウイルス感染症により影響を受けている市内事業者の応援と、キャッシュレス決済の普及促進のため、キャッシュレス決済ポイント事業を実施。還元率 20% ※1回当たりの付与上限 1,000円 ※期間中の付与上限 5,000円 |
| | ○キャッシュレス決済ポイント事業 第2弾 | 令和2年2月1日(月)から2月28日(日)まで | 新型コロナウイルス感染症により影響を受けている市内事業者の応援と、キャッシュレス決済の普及促進のため、キャッシュレス決済ポイント事業を実施。還元率 20% ※1回当たりの付与上限 1,000円 ※期間中の付与上限 5,000円 |
| | ○新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業【第1期】 | 要請期間 令和3年1月12日(火)~2月7日(日) 申請受付期間 令和3年2月8日(月)~3月8日(月) | 営業時間の短縮要請に応じた飲食店・遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている店舗に対して、県・市が協同して感染拡大防止協力金(一日当たり4万円または6万円)を支給します。 |
| | ○新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業【第2期】 | 要請期間 令和3年2月8日(月)~3月31日(水) 申請受付期間 令和3年4月1日(木)~4月30日(金) | 営業時間の短縮要請に応じた飲食店・遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている店舗に対して、県・市が協同して感染拡大防止協力金(一日当たり4万円または6万円)を支給します。 |
| | ○新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業【第3期】 | 要請期間 令和3年4月1日(木)~4月24日(土) 申請受付期間 令和3年5月25日(火)~6月30日(水) | 営業時間の短縮要請に応じた飲食店・遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている店舗に対して、県・市が協同して感染拡大防止協力金(一日当たり4万円~20万円)を支給します。 |
| | ○新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業【第4期】 | 要請期間 令和3年4月25日(日)~5月31日(月) 申請受付期間 令和3年6月1日(火)~6月30日(水) | 酒類及びカラオケの提供をやめ、休業または営業時間の短縮要請に応じた、食品衛生法上の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている飲食店等(バー、スナックを含む)、カラオケ店、結婚式場に対して、県が感染拡大防止協力金(一日当たり4万円~20万円)を支給します。 |
| | ○新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業【第5期】(6月1日~6月20日分) | 要請期間 令和3年6月1日(火)~6月20日(日) 申請受付期間 未定(兵庫県から公表されます) | 酒類及びカラオケの提供をやめ、休業または営業時間の短縮要請に応じた、食品衛生法上の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている飲食店等(バー、スナックを含む)、カラオケ店、結婚式場に対して、県が感染拡大防止協力金(一日当たり1千円~20万円)を支給します。 |
| | ○新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業【第5期】(6月21日~7月11日分) | 要請期間 令和3年6月21日(月)~7月11日(日) 申請受付期間 未定(兵庫県から公表されます) | 食品衛生法上の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている飲食店等(バー、スナックを含む)、遊興施設、結婚式場であって、酒類提供の要件を満たし、カラオケ設備の利用を自粛するなどの営業時間の短縮(休業含む)に応じた店舗に対して、県が感染拡大防止協力金(一日当たり1千円~20万円)を支給します。 |
| | ○新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業【第6期】(7月12日~8月1日分) | 要請期間 令和3年7月12日(月)~8月1日(日) 申請受付期間 令和3年8月30日(月)~9月30日(木) | 食品衛生法上の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている飲食店等(バー、スナックを含む)、遊興施設、結婚式場であって、営業時間の短縮(休業含む)に応じた店舗に対して、県が感染拡大防止協力金(一日当たり1千円~20万円)を支給します。 |
| | ○新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業【第7期】(8月2日~8月19日分) | 要請期間 令和3年8月2日(月)~8月19日(木) 申請受付期間 令和3年8月30日(月)~9月30日(木) | 食品衛生法上の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている飲食店等(バー、スナックを含む)、遊興施設、結婚式場であって、酒類の提供を全面的にやめ、カラオケ設備の利用を自粛し、営業時間の短縮(休業含む)に応じた店舗に対して、県が感染拡大防止協力金(一日当たり1千円~20万円)を支給します。 |
| | ○新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業【第8期】(8月20日~9月30日分) | 要請期間 令和3年8月20日(金)~9月30日(木) 申請受付期間 令和3年10月8日(金)~11月12日(金) | 酒類及びカラオケの提供をやめ、休業または営業時間の短縮要請に応じた、食品衛生法上の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている飲食店等(バー、スナックを含む)、カラオケ店、結婚式場に対して、県が感染拡大防止協力金(一日当たり1千円~20万円)を支給します。 |

芦屋市の新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る支援策一覧(令和4年4月1日現在)

※期間が終了している事業は、網掛けをしています。

| 分野 | 支援事業名 | 期間 | 内容 |
|-----------------------------|---|--|---|
| (事業者) 経済支援 | ○新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業【第9期】(10月1日～10月21日分) | 要請期間 令和3年10月1日(金)～10月21日(木) 早期支給申請受付期間(電子申請のみ) 令和3年10月5日(火)～10月18日(月) 申請受付期間 令和3年10月28日(木)～12月3日(金) | 食品衛生法上の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている飲食店等(バー、スナックを含む)、遊興施設、結婚式場であって、酒類提供の要件を満たし、カラオケ設備の利用を自粛するなどの営業時間の短縮(休業含む)に応じた店舗に対して、県が感染拡大防止協力金(一日当たり1千円～20万円)を支給します。 |
| | ○工事継続による経済対策 | 事業継続 | 市内業者に発注する工事等は、経済対策も兼ねて中止することなく継続して行います。 |
| 暮らし | ○美術博物館ホームページやツイッターでの展覧会「藍のファッション展」の解説の配信 | 令和2年4月30日(木)公開 | 現在休館中に予定されていた展覧会「藍のファッション展」の学芸員による解説を配信する。 |
| | ○美術博物館ホームページやツイッターでの収蔵コレクションの解説の配信 | 令和2年4月30日(木)公開 | 美術博物館の収蔵コレクションの中から代表的な作品について学芸員による解説を配信する。 |
| | ○「精道村のあゆみ」「芦屋の近代建築」等の冊子の市のホームページやフェイスブックでの配信 | 令和2年4月30日(木)公開 | 市が発行した小冊子「精道村のあゆみ」や「芦屋の近代建築」の内容を市のホームページやフェイスブックで紹介する。 |
| | ○芸術文化公演等再開支援のための芦屋市民会館大ホール使用料減免 | 令和2年7月1日(水)から令和3年2月28日(日)まで | 新型コロナウイルス感染症対策として、市民会館大ホールの収容人数を制限することの影響を鑑み、芸術文化公演及びそれに伴う練習の再開を支援するため、公演等に係る市民会館大ホール使用料を半額減免する。 |
| | ○J:COM芦屋市広報番組 あしやトライあぐる「家で出来るストレッチや運動」動画の放映 | 令和2年4月16日(木)から4月30日(木)まで | 体育協会の協力を得て体操や親子でできるゲームを放映します。 |
| | ○芦屋市立体育館・青少年センター指定管理者ホームページでの「自宅でできる簡単エクササイズ」動画配信 | 令和2年4月15日(水)から7月6日(月)まで | 「自宅でできる簡単エクササイズ」動画を配信します。 |
| | ○簡単クッキングレシピの配信 | 令和2年4月27日(月)から6月4日まで | 家庭でできる簡単親子クッキングレシピを市のホームページに掲載します。 |
| 学校園・保育所・子育て | ○臨時休業による自宅学習におけるオンライン学習等への支援(追加) | 機器等納入後から実施 | 家庭にインターネット環境のない児童生徒に対して、モバイルルータを貸与します。 |
| | ○児童生徒の登校時の健康管理 | 装置納入後から実施 | 全ての市立小・中学校に児童生徒の体温を監視する装置(サーモグラフィ)を設置します。 |
| | ○感染拡大防止対策事業(放課後児童クラブ) | 令和2年3月から当面の間 | 放課後児童クラブに対して、感染症拡大防止のためのマスク、消毒液等の消耗品や空気清浄機等の備品を配備します。 |
| | ○感染拡大防止対策事業(放課後児童クラブ)(追加) | | |
| | ○感染拡大防止対策事業(妊婦さんへのマスク配布事業) | 令和2年5月12日(火)から令和4年配布終了まで | 母子健康手帳の申請をする方に、おひとりあたり10枚のマスクを配布します。また、令和2年7月15日より、おひとりあたり10枚のマスクと2枚の布マスクを配布し、布マスクを継続して配布を希望される方には、令和3年3月まで毎月1回布マスク2枚を配布します。令和3年4月1日より、母子健康手帳の申請をする方に5枚の布マスクを配布します。 |
| | ○感染拡大防止対策事業(母子保健事業) | 令和4年2月28日(月)から令和5年3月31日(金)まで | 乳児家庭全戸訪問事業及び利用者支援事業(母子保健型)に対して、感染症拡大防止のための消毒液等衛生用品や、洗濯機等の備品を追加的に配備するもの。 |

芦屋市の新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る支援策一覧(令和4年4月1日現在)

※期間が終了している事業は、網掛けをしています。

| 分野 | 支援事業名 | 期間 | 内容 | | | | | | |
|------------------------------|-----------------------------|---|--|-----------|--------|----------------|--------|-----------|--------|
| 学校園・保育所・子育て | ○乳幼児健康診査等WEB予約システム導入事業 | 令和3年3月1日から | 乳幼児健診及び育児相談、教室等について、昼夜問わず24時間365日予約・変更可能なWEB予約システムを導入し、市民サービスの向上・受付業務の効率化を図るもの。 | | | | | | |
| | ○ひょうご子育て相談(アウトリーチ型在宅育児相談事業) | 令和3年6月から | 子育て支援を受ける機会が少ない在宅育児世帯をより積極的に支援するため「ひょうご子育て相談」(電話相談及び相談内容に応じた専門職によるアウトリーチ型の育児相談事業)を令和3年6月より実施。 | | | | | | |
| | ○育児相談サイトの紹介 | 令和2年4月20日(月)から | 「育児相談等ができるサイト「まちの赤ちゃん保健室」を市の子育てアプリで紹介。※LINEでの個別相談は令和元年9月30日で終了。Zoomによる子育て講座等により専門家による子育て相談を実施。 | | | | | | |
| | ○育児支援動画の配信及びオンライン子育て講座等の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・「Facebookによる手遊び動画「おうちで『むくむく』』及び市内在住の高校生が作成した電子紙芝居「ひだりてさんとみぎてさん」の配信 ・「Zoomによるひろば事業「オンライン『むくむく』『カンガルークラブ』」の実施 ・Zoomによる子育て講座オンライン『子育てセミナー』、『離乳食教室』、『両親学級』等の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・「Facebookによる手遊び動画「おうちで『むくむく』』の配信 子育てセンター「むくむく」で日頃行っている手遊び等の配信及び市内在住の高校生が作成した電子紙芝居「ひだりてさんとみぎてさん」の配信 ・「Zoomによるひろば事業「オンライン『むくむく』、『カンガルークラブ』」の実施。 手遊びや読み聞かせ等を親子と画面を通じて交流をしながら実施。 ・Zoomによる子育て講座オンライン『子育てセミナー』、『離乳食教室』、『両親学級』では各テーマを定め講師と参加者による交流や意見交換の実施。 | | | | | | |
| | ○学校等における感染症対策等支援事業 | 令和4年4月1日から令和5年3月31日 | 市立小・中学校に対して、学校教育活動の着実な継続のため、感染症対策に必要な物品や、児童生徒の学びの体制を保障できるよう、感染状況に応じた教育活動を実施する際に必要な物品を購入するもの。 | | | | | | |
| | ○感染拡大防止対策事業(預かり保育) | 機器等納入後から実施 | 市立幼稚園に対して、感染症拡大防止のためのマスク、消毒液等の消耗品を配備します。 | | | | | | |
| | ○感染拡大防止対策事業(市立幼稚園) | 機器等納入後から実施 | | | | | | | |
| | ○感染拡大防止対策事業(市立幼稚園)(追加) | 機器等納入後から実施 | | | | | | | |
| | ○児童福祉施設等への備品配布 | 令和3年4月1日～令和4年2月末まで | <p>公立保育所、私立保育所、認定こども園、小規模保育事業所が感染症拡大防止のためのマスク、消毒液、空気清浄機等の備品を配備するための補助。</p> <p>私立保育所、認定こども園、小規模保育事業所へは購入費を補助するもの。</p> <p>【補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育所等1施設あたりの補助基準額 <table border="0"> <tr> <td>利用定員19人以下</td> <td>30万円以内</td> </tr> <tr> <td>利用定員20人以上59人以下</td> <td>40万円以内</td> </tr> <tr> <td>利用定員60人以上</td> <td>50万円以内</td> </tr> </table> ●保育所等が実施する延長保育事業 保育所等の補助基準額の1/2の額以内 ●保育所等が実施する一時預かり事業 1か所等あたり 30万円以内 ●保育所等が実施する病児保育事業 1か所等あたり 30万円以内 | 利用定員19人以下 | 30万円以内 | 利用定員20人以上59人以下 | 40万円以内 | 利用定員60人以上 | 50万円以内 |
| | 利用定員19人以下 | 30万円以内 | | | | | | | |
| | 利用定員20人以上59人以下 | 40万円以内 | | | | | | | |
| | 利用定員60人以上 | 50万円以内 | | | | | | | |
| ○感染症対策等の学校教育活動継続支援事業 | 令和3年4月1日から令和4年3月31日 | 市立小・中学校において、学校の感染症対策の徹底を図りながら学校教育活動が円滑に継続するために必要となる保健衛生用品等の購入及び消毒作業、共用部分(手すり、ドアノブ、スイッチ等)への抗菌コーティングの施工を行うもの。 | | | | | | | |
| ○GIGAスクール構想関連事業 | 機器等納入後から実施 | GIGAスクール構想に基づく「1人1台端末」を早期に実現するため、小・中学校の全児童生徒分のタブレットPCの整備を行うとともに、オンライン学習環境を整備するため、モバイルルータ等を購入します。 | | | | | | | |
| ○臨時休業による自宅学習におけるオンライン学習等への支援 | 機材納入後から令和3年3月31日(水)まで | 家庭にインターネット環境のない児童生徒に対して、モバイルルータ及びインターネット端末を貸与します。 | | | | | | | |

芦屋市の新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る支援策一覧(令和4年4月1日現在)

※期間が終了している事業は、網掛けをしています。

| 分野 | 支援事業名 | 期間 | 内容 |
|--------------------|--|---------------------------|---|
| 学校園・保育所・子育て | ○学校再開に伴う学習保障支援事業 (市立小・中学校) | 令和2年7月1日から令和3年3月31日 | 児童生徒の学習を保障し、学びの確実な定着を図るため、家庭等における自学自習に活用できるドリル教材を全ての市立小・中学校に導入するもの。 |
| | ○新型コロナウイルス対策学習指導員配置事業 (市立小・中学校) | 令和2年8月3日から令和3年3月19日 | 各学校の小学校高学年児童、中学校3年生生徒の学習内容の定着を図るため、きめ細かな学習指導実施の学習指導員(チューター)を配置する。 |
| | ○スクール・サポート・スタッフ配置事業(市立小・中学校) | 令和2年8月18日から令和3年3月31日(水)まで | <ul style="list-style-type: none"> ・登校時の複数回の体温チェック、消毒作業 ・教室内の換気、共用部分の掃除、消毒等の感染症対策 ・子どもの健康観察のとりまとめ作業 ・家庭学習や家庭への連絡資料の準備、印刷、帳合 |
| | ○学校再開に伴う感染拡大防止対策事業【保健衛生用品等】 (市立小学校) | 保健衛生用品納入後から実施 | 学校再開にあたり、市立小・中学校における感染症対策のため、保健衛生用品を配備するもの。 |
| | ○学校再開に伴う感染拡大防止対策事業【保健衛生用品等】 (市立中学校) | 保健衛生用品納入後から実施 | |
| | ○学校再開に伴う感染拡大防止対策事業【備品等】 (市立小学校) | 機器等納入後から実施 | 段階的な学校再開に伴い、市立小・中学校における感染症対策等のため、以下の備品等を配備するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・消毒液等の衛生用品(追加購入) |
| | ○学校再開に伴う感染拡大防止対策事業【備品等】 (市立中学校) | 機器等納入後から実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・教室の換気を徹底するための空気循環機(サーキュレーター) ・熱中症対策のための冷風機(スポットクーラー) |
| | ○家計急変世帯への支援事業 (芦屋市奨学金) | 令和2年6月から令和4年3月まで | 本市の奨学金の支給対象は、前年中の所得状況で判定しているところ、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和3年中の収入が大きく減少する見込みである世帯についても、経済的理由により就学を断念することがないよう、新たに支給対象に加えるもの。 |
| | ○家計急変世帯への支援事業 (小学校・就学援助費) | 令和2年6月から令和4年3月まで | 本市の就学援助費の支給対象は、前年中の所得状況で判定しているところ、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和3年中の収入が大きく減少する見込みである世帯についても、経済的理由により就学が困難な状況に陥らないよう、新たな支給対象に加えるもの。 |
| | ○家計急変世帯への支援事業 (中学校・就学援助費) | 令和2年6月から令和4年3月まで | |
| | ○子どもたちが、日々、しっかりと食事(学校給食を含む)をとることができるようにするための支援 | 令和2年4月から令和3年3月31日(水)まで | 要保護認定者、準要保護認定者及び特別支援就学奨励認定者(Ⅰ・Ⅱ段階認定者)に対して、月額5,000円を支給する。 ※ただし、給食実施時は、実費分を計算して差額支給を行う場合があります。 |
| | ○家計急変世帯への支援事業 (新型コロナウイルス対策臨時見舞金) | 令和2年4月から令和3年3月31日(水)まで | 学校の臨時休業による自宅での育児等に係る救済措置として支給する臨時見舞金(児童生徒一人につき月5千円)について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年中の収入が大きく減少する見込みである世帯についても、新たに支給対象に加えるもの。 |
| | ○学用品・通学用品の就学援助 | 令和2年4月から令和3年3月まで | 就学援助費の学用品・通学用品費において、学校休業期間中も含めて小・中学校の準要保護児童生徒の保護者へ支給します。 |
| | ○市営自転車駐車場の定期利用料金の返還 | 休校要請解除後から | 学校教育法第1条及び第124条に規定する学校に通学する者で、令和2年4月分の定期利用の契約者に対して、定期利用料金の返還を行う。(今回は4月・5月分を返還) ★今後は国による一斉休校要請時に検討 |
| | ○放課後等サービスの体制強化 | 令和2年3月2日(月)から | 小学校等の臨時休業によって生じた追加費用への補助 |
| | ○ファミサポ事業の利用助成 | 令和2年3月3日(火)から令和3年3月31日(水) | 小学校等の臨時休業によって生じた追加費用への補助 |
| | ○児童福祉施設等への備品配布 | 令和2年12月末まで | 公立保育所、私立保育所、認定こども園、小規模保育事業所、認可外保育施設へのマスク、消毒液、空気清浄機等の備品を市が配布するための補助。 1施設(1事業)あたり50万円(認可外保育施設は市:35万円・県:15万円)が上限。 |

芦屋市の新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る支援策一覧(令和4年4月1日現在)

※期間が終了している事業は、網掛けをしています。

| 分野 | 支援事業名 | 期間 | 内容 |
|---------------------|---|---|---|
| 学校園・保育所・子育て | ○児童福祉施設等への備品配布(追加) | 令和3年3月末まで | 公立保育所、私立保育所、認定こども園、小規模保育事業所、認可外保育施設が感染症拡大防止のためのマスク、消毒液、空気清浄機等の備品を配備するための補助。私立保育所、認定こども園、小規模保育事業所、認可外保育施設へは購入費を補助するもの。 ●1施設あたり50万円が上限 ●延長保育・一時預かり・病児保育 1事業あたり100万円上限 |
| | ○感染拡大防止対策事業(4か月児健康診査個別委託業務) | 令和2年5月18日(月)から6月30日(火)まで | 対象:中止になった期間の対象者86名 実施方法:芦屋市医師会に委託(市内小児科による実施)10か所 |
| | ○感染拡大防止対策事業(産後ケア事業) | 令和2年5月1日(金)から令和3年3月31日(水)まで | 産後ケア事業の実施に当たり、感染症拡大防止のためのマスク、消毒液等の消耗品や空気清浄機等の備品を配備します。 |
| | ○新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 | 令和2年6月29日(月)から令和3年3月31日(水)まで | 乳児家庭全戸訪問事業及び利用者支援事業(母子保健型)に対して、感染症拡大防止のためのマスク、消毒液等の衛生用品や空気清浄機等の備品を追加的に配備するもの。 |
| | ○妊婦臨時特別給付金事業 | 令和2年9月1日(火)から令和3年3月31日(水) | 大きな負担と不安を抱えた妊婦のかたを支援し、より一層の感染防止に役立てていただくことを目的に、妊婦のかた1人につき1万円を支給します。 |
| | ○家庭保育の子どもたちへのメッセージ送付 | 令和2年4月中 | 往復ハガキで園から子どもたちへメッセージを送り、子どもたちからは家での様子を絵などで返信いただく。(保育所(園)、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園) |
| | ○あしやキッズスクエア特別プログラム「おうちでアート・レッスン」 | 令和2年4月27日から令和2年8月31日まで | 児童が自宅で描いた絵を専門家が講評します。 |
| | ○あしやキッズスクエア特別プログラム「むかしをカラー」 | 令和2年4月27日から令和2年8月31日まで | 児童が冊子「精道村のあゆみ」を用いて白黒写真に色を塗つけ、応募があったものについて掲示・表彰します。 |
| | ○図書館ホームページに在宅児童に向けて「読書」「あそび」「学び」をテーマに動画や本の案内等リンク集を作成・更新 | 令和2年4月26日(日)から令和2年5月26日(火)まで | 読書・学び・運動等、各テーマごとに、子ども向けに役立つ情報提供を行います。(対象:4歳～12歳) |
| ○学校再開に伴う学習保障支援事業費追加 | 令和2年10月1日から令和3年3月31日 | 市立小・中学校において、感染予防対策を実施しながらも、安全安心かつ効果的な学習を保障するために必要となる教材や備品等の購入を行うもの。 | |
| 医療・福祉 | ○住居確保給付金事業 | 従来からある制度のため期間設定なし(但し、実施における要件緩和は当面の間) | 休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方に対し、一定期間家賃相当額(上限あり)を支給します。 |
| | ○生活困窮者自立相談支援事業 | 従来からある制度のため期間設定なし | 家計・仕事・住まい・生活上の困りごとについて、相談内容に応じて、専門の相談員が支援します。 |
| | ○福祉活動者への感染拡大防止対策 | 令和2年5月から購入済在庫の配布が終了するまで | 民生委員・児童委員などの福祉活動者に対しマスク及び消毒液を配布します。 |
| | ○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業 | 令和4年6月30日(木)(当日消印有効)まで | 新型コロナウイルス特例貸付の緊急小口資金及び総合支援資金(初回・再貸付)を終了するなどにより特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るまたはそれが困難な場合、円滑に生活保護の受給へつなげるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給をします。 |
| | ○集団健(検)診等WEB予約システム導入事業 | 令和3年3月1日から | 集団健(検)診及び各種がん検診等について、昼夜問わず24時間365日予約・変更可能なWEB予約システムを導入し、市民サービスの向上・受付業務の効率化を図るもの |
| | ○福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染症対策支援事業助成金 | 令和2年11月26日(木)から令和3年3月31日(水) | 福祉サービス事業者が感染症対策を徹底した上で、福祉サービスを提供するために必要となるかかりまし経費の一部(上限10万円)を助成する。 |

芦屋市の新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る支援策一覧(令和4年4月1日現在)

※期間が終了している事業は、網掛けをしています。

| 分野 | 支援事業名 | 期間 | 内容 |
|----------------------|-----------------------------------|--|--|
| 医療・福祉 | ○障がい福祉サービス事業所等事業継続支援金 | 令和2年5月から令和3年3月31日(水)まで | 新型コロナウイルス感染症に伴う利用自粛により、収入等が2割以上減額した事業所等に対し、事業継続支援金を支給します。 1法人当たり 30万円(上限) |
| | ○感染拡大防止対策事業(地域生活支援事業) | 令和2年9月23日(水)から令和3年3月31日(水)まで | 地域生活支援事業(地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、意思疎通支援事業及び移動支援事業)を実施する事業者等に対し、感染防止拡大のためのマスク、消毒液等の衛生用品及び備品の購入経費を助成します。 |
| | ○布マスク作成経費助成 | 令和2年5月から令和3年3月31日(水)まで | 障がい福祉サービス事業所が作製する布マスクの経費の一部を助成します。 |
| | ○在宅障害者一時的受入体制整備事業 | 令和2年12月18日(金)から令和4年3月31日(木)まで | 在宅の障がい者を介護する家族が新型コロナウイルスに感染した場合を想定し、県が新たに整備する障がい者の一時受け入れ体制に参画するため、受入施設に係る人件費を県・市が共同して負担します。 |
| | ○濃厚接触者等に対する障がいサービス提供継続支援 | 令和2年5月から令和4年3月31日(木)まで | 濃厚接触者等と認定された通所サービス等の利用者にホームヘルプや訪問看護等のサービスを提供する事業者に対して助成金を支給します。 |
| | ○支援が必要な在宅障がい者(児)に対するフォローアップ体制強化事業 | 令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)まで | 支援が必要な在宅障がい者(児)が新型コロナウイルスに感染した場合に、入院するまでの自宅療養期間中の支援のため、事業者等に委託し必要なサービスを提供するもの。 |
| | ○障がいサービス等提供事業所協力支援助成事業 | 令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)まで | 濃厚接触者となった障がい者(児)へのサービス提供に協力いただいた事業所の職員が、サービス提供後に当該障がい者(児)の新型コロナウイルス感染判明に伴い濃厚接触者になった場合に減収等が生じた事業所への支援として助成金を支給するもの。 |
| | ○濃厚接触者等に対する介護サービス提供継続支援 | 令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)まで | 濃厚接触者又は感染者と認定された通所サービス等の利用者にホームヘルプや訪問看護等のサービスを提供する事業者に対して助成金を支給します。 |
| | ○介護が必要な在宅高齢者に対するフォローアップ体制強化事業 | 令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)まで | 支援が必要な在宅高齢者が新型コロナウイルスに感染した場合に、入院するまでの自宅療養期間中の支援のため、介護事業者等に委託し必要なサービスを提供するもの。 |
| | ○介護サービス提供事業所協力支援助成金支給事業 | 令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)まで | 濃厚接触者となった高齢者へのサービス提供に協力いただいた事業所の職員が、サービス提供後に当該高齢者の新型コロナウイルス感染判明に伴い濃厚接触者になった場合に減収等が生じた事業所への支援として助成金を支給するもの。 |
| | ○介護サービス事業者事業継続支援金 | 令和2年5月から令和3年3月31日(水)まで | 新型コロナウイルス感染症に伴う利用自粛により、収入等が2割以上減額した事業所等に対し、事業継続支援金を支給します。 1法人当たり 30万円(上限) |
| | 高齢者向け運動動画の配信 ○自宅のできる体操(高齢者) | 令和2年4月30日(木)公開 | 高齢者の運動不足、フレイル予防対策として、自宅のできる体操の動画を配信します。リーフレット配布(2,900部)。 |
| | ○障がい福祉サービス事業所(障がい児)事業継続支援金 | 令和2年5月から令和3年3月31日(水)まで | 新型コロナウイルス感染症に伴う利用自粛により、収入等が2割以上減額した事業所に対し、事業継続支援金を支給します。 1法人当たり 30万円(上限) |
| | ○感染拡大防止対策事業(児童発達支援事業) | 令和2年4月1日(水)から令和3年3月31日(水) | すくすく学級で実施している児童発達支援事業に対して、感染症拡大防止のためのマスク、消毒液等の衛生用品や空気清浄機等の備品を配備するもの。 |
| ○感染症対策に係るPCR検査体制強化事業 | 令和2年6月1日(月)から令和3年3月31日 | PCR検査の実施医療機関において芦屋市医師会の医師が診察並びに検体採取を行なう協力・連携体制を整備。 | |

芦屋市の新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る支援策一覧(令和4年4月1日現在)

※期間が終了している事業は、網掛けをしています。

| 分野 | 支援事業名 | 期間 | 内容 |
|-------|--|---|--|
| 応援を形に | ○ふるさと寄附の活用 | 令和2年5月7日(木)から | 新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、市が取り組む感染症拡大防止策へのふるさと寄附を募集します。 |
| | ○市内飲食店応援サイト・Instagramでの情報発信と応援動画の公開 | 令和2年4月27日(月)から当分の間 | 市民・事業者にInstagramの「#芦屋エール飯」で、テイクアウトやデリバリーの情報発信を呼びかけ、併せて、市のホームページで、有志が運営する同趣旨の取り組みも紹介し、市内飲食店を応援する。市内飲食店の方が出演する応援動画も公開。 |
| | ○Instagramのハッシュタグ「#芦屋エール店」での情報発信による市内店舗の応援 | 令和2年6月29日(月)から当分の間 | 市民・事業者にInstagramの「#芦屋エール店」で、店内での飲食を再開した店舗、物販やサービス業など市内店舗の情報発信を呼びかける。 |
| | ○マスクと応援メッセージの募集 | 令和2年5月15日(金)から令和2年7月31日(金)まで | 未使用のサージカルマスク等(手作りは除く)の寄附を募ります。 本庁舎、市内郵便局やコープこうべ各店舗に設置したボックス投函または、防災安全課あてに郵送。併せて応援メッセージも募集します。 |
| その他 | ○新型コロナウイルス感染症に関連する人権配慮についてホームページに掲載 | 令和2年4月～ | 感染者やその家族、医療従事者等への誹謗中傷や差別の防止の啓発について掲載した。 |
| | ○医療従事者等への感謝を込めたライトアップ | (県下連携) 令和2年4月23日(木)から5月6日(水) 日没～午後10時まで (市独自) 令和2年5月7日(木)から5月31日(日) 日没～午後10時まで | 感染拡大防止の最前線で尽力されている医療関係従事者等への感謝を示すため、兵庫県、県下市町と連携し、本庁舎北館屋上の市章及び北広場モニュメントを青色でライトアップ。 |
| | ○コロナ差別防止の缶バッジ配布 | 令和3年3月～5月 | 感染者やその家族、医療従事者等への誹謗中傷や差別の防止を啓発するため、市内中学1年生全員に啓発チラシと「ストップ！コロナ差別」の缶バッジを配布した。 |